

令和5年度長崎県立上対馬高等学校いじめ防止基本方針

基本方針

長崎県立上対馬高等学校は、いじめから生徒を救うために、全職員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、生徒が安心して学校生活を過ごせるように、いじめ問題を学校における最重要課題として取り組みを進める。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

1 「いじめ対策委員会」の設置

(1) いじめ対策委員会

本校は、「いじめ対策委員会」（以下「委員会」という。）を置き、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うための中核的な組織とする。

(2) 構成員

委員会は校内委員及び心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等、その他関係者（外部委員：社会福祉士等、PTA会長、学校評議委員）により構成する。

(3) 校内委員

校内委員は教頭、保健主事、養護教諭、相談保健部主任、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、当該学級担任とする。

(4) 委員会の役割

委員会は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割（なお、直接の相談には全職員であたる）

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導・支援の体制や対応方針の決定及び保護者との連携等を組織的に実施するための役割

(5) 会議の開催

委員会は毎学期1回開催し、上記（4）アに関する事項を協議する。また、いじめ事案が発生した場合は、必要に応じて臨時に開催する。

(6) 学校基本方針の周知と評価

年度初めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を保護者、地域に明らかにし、理解を得る（HPに掲載ないしは文書での配布）。また、年度末には、取組の状況について継続的な点検・評価を実施する。

(7) 校内実務部会

本校のいじめ対策を機動的なものにするために、「いじめ対策委員会」の下に、校長、教頭、保健相談部主任、生徒指導主事で構成する校内実務部会を置く。

なお、この部会には必要に応じて、他の関係する職員を加えることもできる。

(8) 校内実務部会の役割

関係のある生徒への事実関係の聴取等を実施するとともに、速やかに「いじめ対策委員会」（緊急会議等）で報告し、対応を組織的に実施するための役割を持つ

2 いじめの防止

(1) 校内指導体制の確立

日ごろから生徒の情報を学年または全職員で共有し、支援の必要な生徒には校長を中心に組織的な対応を行う。

(2) 教師の指導力の向上

「いじめ対策ハンドブック」等を活用して、いじめの発見やいじめ問題に関する指導上の留意点について研修（最低年1回）を深め、個々の観察力や対応力の向上に努める。また、わかる授業を目指し、年に2回「公開授業日」を設定する。

(3) 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育や「生命の日」の取組を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命を大事にする心の育成に努める。

(4) 子どもの自己肯定感の育成

学校行事（体育大会・文化祭・舟グロー大会・耐寒強歩大会等）や部活動をとおして、仲間と協力して取り組む姿勢を育て、自分の役割や存在感を認識させる。

(5) 楽しい学校作り、悩みを相談しやすい学校作り

学級経営の中で明るい学級作りを目指し、生徒と教職員の信頼関係を構築し、欠席の少ない学校を目指す。また、毎学期の「悩みの調査」アンケートを通じ、悩みを相談しやすい学校を目指す。

(6) 主体的に対応できる能力の育成

日々の指導や毎月の容儀指導をとおして、規範意識やマナーの向上を図るとともに、ボランティア活動をとおして、思いやりの心を育てる。

(7) 家庭・地域、関係機関との連携強化

HPやかみこう通信、行事のポスター等をとおして、保護者や地域への情報発信を強化して開かれた学校を目指し、保護者の来校機会を増やす（7月の公開授業・体育大会・文化祭等）。また、地域の伝統行事「舟グロー」を継承して、地域の方や中学校との連携を深める。

(8) 情報モラルの育成

日ごろから携帯電話のマナーやネット上のモラルについての意識を高め、ネット上でのいじめの発生を未然防止するとともに、早期発見に努める。ネットマナーに関する講演会・研修会を年1回は開く。

3 いじめの早期発見

(1) 教職員による観察や情報交換

担任・授業担当者・養護教諭は日頃から生徒を十分観察し、気になる生徒には面談を行う。情報は学年とも積極的に共有する。また、昼休みの校内巡視等で生徒の観察に努める。

(2) 定期的・必要に応じたアンケートや個人面談等の実施

毎学期の「悩みの調査」・必要に応じたアンケートや、相談週間を活用し、個人面談・保護者面談を実施し、生徒の心に寄り添う体制を作る。

(3) 教育相談体制の整備

教育相談に係る研修（最低年1回）を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図る。また、生徒・保護者・教職員がいじめに関わる相談に積極的に対応する体制を整備する。

(4) 保護者との連携・情報収集

朝のSHRに連絡がなく不在の生徒、学校で強い指導をした場合、職員から気になる情報を受けた場合等、電話連絡や家庭訪問等で保護者との連携を密にする。また、家庭での様子も確認する。

(5) 相談保健等の周知

学校以外の相談窓口（24時間子どもSOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）について、周知や広報を継続して行う。4月には文書で配布する。

4 いじめに対する措置

(1) いじめの発見や、生徒から相談を受けた場合

遊びや悪ふざけに見えても、その場でその行為を止めて話を聞く。生徒や保護者からいじめの相談があった場合は、真摯に傾聴して、いじめ対策委員会に報告する。

(2) 組織的な対応

いじめ事実と疑われる場合は、いじめ対策委員会を開き組織的に対応を検討する。

(3) いじめられた生徒及びその保護者への対応

いじめられている生徒から事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守るための対応を行う。

また、家庭訪問等により、確実な情報を保護者に伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。必要に応じて、心理や福祉の外部専門家の協力も得る。また、生徒へのアンケート調査を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者の絞り込みを行って、事実を調査する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒の事実関係を確認し、いじめと認められた場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）を含む毅然とした対応を行う。憶測ではなく、確実な情報を保護者に伝え、継続的な助言を行う。

(5) 集団への働きかけ

いじめの場面での「観衆」や「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲介者」が現れるよう、また、誰かに相談する勇気を持つような指導を行う。お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) 継続的な指導

いじめが表面的に解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(7) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除するよう指導する。また、必要に応じて警察や法務局等と適切な連携を図る。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは以下のような事例をいう。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

(例：生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等)

イ 生徒が相当の期間(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合も含める)、学校を欠席することを余儀なくされている場合

ウ その他、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 重大事態が発生した場合には、速やかに県教育委員会に報告し、調査・対応等についての判断を仰ぐ。

6 組織的ないじめ対応イメージ

